

改正後（新）

改正前（旧）

# 建設業許可の手引き

令和2年2月  
宮城県土木部

# 建設業許可の手引き

令和元年5月  
宮城県土木部

改正後（新）

改正前（旧）

＜宮城県収入証紙の販売について＞

県内に本店を置く銀行、信用金庫等  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html>（会計課ホームページ）で購入してください。

＜宮城県収入証紙の販売について＞

県内に本店を置く銀行、信用金庫等  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html>（会計課ホームページ）で購入してください。

（２）国土交通大臣許可の申請手続

- 東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、申請してください  
 ※本手引きは、主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

（２）国土交通大臣許可の申請手続

- 東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、申請してください  
 ※本手引きは、主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

＜管轄行政庁＞

国土交通省東北地方整備局 建設部建設産業課建設業係  
 〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階  
 電話：022-225-2171（代表）（内線6145）  
 ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

＜管轄行政庁＞

国土交通省東北地方整備局 建設部計画・建設産業課建設業係  
 〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階  
 電話：022-225-2171（代表）（内線6145）  
 ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

- 宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、以下の受付窓口へ申請を提出してください（※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします）。

- 宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、以下の受付窓口へ申請を提出してください（※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします）。

＜申請窓口＞

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班 宮城県庁（行政庁舎）8階南側  
 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
 電話：022-211-3116（直通）

＜申請窓口＞

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班 宮城県庁（行政庁舎）8階南側  
 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
 電話：022-211-3116（直通）

※令和2年4月1日からは、国土交通省東北地方整備局建設部建設産業課建設業係（〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階）が申請窓口となります。

※申請受付時間：午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時30分まで

※申請受付時間：午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時30分まで

●提出部数

正本1通（押印したもの）綴り方は東北地方整備局作成の手引きを御参照ください。  
 副本1通（正本のコピーで可）会社控え分となります。

●提出部数

正本1通（押印したもの）綴り方は東北地方整備局作成の手引きを御参照ください。

副本1通（正本のコピーで可）会社控え分となります。

●申請手数料は下表のとおりです。

●申請手数料は下表のとおりです。

	申請区分	申請手数料等
国土交通大臣許可	○新規、許可換え新規、般・特新規	登録免許税15万円（仙台北税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入し、納付書を正本に貼付）
	○業種追加又は更新	申請手数料5万円（収入印紙を正本に貼付）
	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

	申請区分	申請手数料等
国土交通大臣許可	○新規、許可換え新規、般・特新規	登録免許税15万円（仙台北税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入し、納付書を正本に貼付）
	○業種追加又は更新	申請手数料5万円（収入印紙を正本に貼付）
	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

※なお、大臣許可の新規申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を併せて提出してください。

※なお、大臣許可の新規申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を併せて提出してください。

改正後（新）

改正前（旧）

**○プレストレストコンクリート構造物工事に該当する請負代金の額として記載できる額について**

- ①入札公告の際の参加資格業種が「プレストレストコンクリート構造物工事」である場合  
請負代金の全額を計上することができる。
- ②入札公告の際の参加資格業種が「土木一式工事」である場合  
参加資格業種が「土木一式工事」であり、その中に「プレストレストコンクリート構造物工事」を含む場合は、当該契約の工事費内訳書等により下記に掲げる工事の工種（注1）について、請負代金の額を計上の対象とする。

（注1）橋梁、函渠等、プレストレストコンクリート構造物工事に掛かる以下の費用を対象とする。

- ・材料費，制作費，施工費
- ・附属施設等
- ・舗装工
- ・作業土工
- ・仮設工
- ・諸経費相当額 等

（注2）プレストレストコンクリート構造物工事の請負代金について、経営事項審査を受ける場合で、直前2年又は直前3年の平均が1億円を超える場合は、入札公告の際の参加資格業種が「プレストレストコンクリート構造物工事」である工事については、入札公告等、参加資格業種が分かる資料及び契約書の写し（最終の請負代金がわかるもの）、参加資格業種が「土木一式工事」である工事については、工事費内訳書等、プレストレストコンクリート構造物工事が明確に判別できる資料（最終の工事費内訳がわかるもの）を、各一部提出すること。

尚、資料の提出は、経営事項審査で2年平均を選択する場合、プレストレストコンクリート構造物工事の請負代金の合計が2億円に達するまで、3年平均を選択する場合には、プレストレストコンクリート構造物工事の請負代金の合計が3億円に達するまで可とする。（※既に提出した資料については省略可能）

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

